

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平川市長 長尾 忠行

市町村名 (市町村コード)	平川市 (22101)
地域名 (地域内農業集落名)	平賀⑨ (新屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	(第1回) 令和6年2月20日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・ 水稲とりんご栽培が盛んな地域であるが、高齢化と後継者不足が顕著である。特に水稲を規模拡大しようとする地元農家がない。米価が下落したことが影響している。
- ・ 今後、りんご栽培は山手の面積を維持できず、平場に移行する。
- ・ 機械が高騰しているため、地元組合単独では購入が困難である。しかし、他地域の組合と共同で機械を購入すると優先使用权などの問題が発生するため、検討できない。
- ・ 通年雇用が困難なため、労働力を確保できない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

生産組合で受託している面積が減少しているうえ、高齢化により数年後はオペレーター不足の状態になると見込まれる。これを解消するために、地域を超た広域的な組合の統合等により人員を確保する。

また、離農・縮小する農業者の意向を掴むことで、5年後、10年後の農用地利用の見通しを明確にして農地の維持を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	223 ha
------------	--------

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

現在の農用地区域を継続して利用していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
齊藤嗣郎、松田清教、秋元徳則が中心となり農地の集約を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域内で中間管理機構の活用を推進しているため、今後も農業委員等が中心となり集積・集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地の斡旋を活用し、新規就農者を募集するとともに、若手農業者へのバックアップ体制を整え、次世代の経営体の育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									